



**Q1** どのような制度内容や社内規程にすればいいのでしょうか？

**A1** 就業規則や社内規程等に従業員への奨学金返還支援制度(手当等)を設ける必要があります。就業規則の作成等のご相談については、専門家(社会保険労務士)の無料アドバイスが受けられます。下記のお問合せ先にご連絡ください。



**Q2** 奨学金返還支援制度を導入することで、どんなメリットがありますか？

**A2** 20代などの若い世代の従業員は、まだ収入が少ないため、返還が経済的・心理的に大きな負担と感じている方が多くいます。企業が返還を支援することで負担感を軽減し、安心して仕事に専念してもらうことができます。



**Q3** 奨学金を受給して大学や専門学校に進学している人は多いのですか？

**A3** 日本学生支援機構の調査によりますと、大学生(昼間部)では51.1%、短期大学生(昼間部)では57.3%が奨学金を受給していると答えています(令和6年度)。奨学金返還支援制度を通して、企業の採用や人材定着の機会につながる事が期待されます。



## 申請手順

### 1 支援制度を設ける

専門家による  
制度創設のアドバイス



### 2 交付申請

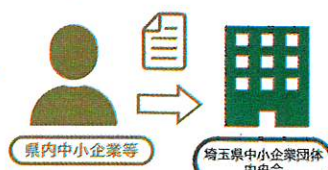


### 3 交付決定



### 4 遂行状況報告

報告を求められたとき



### 5 実績報告



### 6 補助金額の確定



### 7 支払い請求



### 8 補助金支払い



交付申請等(②～⑦)については、国の電子申請システム「jGrants」を使用しますので、次のURLで「GビズIDプライム」のIDを取得してください。

<https://gbiz-id.go.jp/>



埼玉県中小企業団体中央会(奨学金返還支援室)

〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティ9階

TEL:048-700-4600 FAX:048-700-4601 受付:月～金曜(祝日、年末年始を除く)9-12時、13-17時

E-mail:toiawase@saitama-shougakukinhoiyo.com

お問合せ